

# 生計費分析における近代化指標の検討と批判

—自由裁量所得・随意的支出概念について—

山 本 順 子

## 目 次

- 一、問題提起
- 二、自由裁量所得・随意的支出概念と適用の実例
  - A. アメリカ合衆国全国産業会議委員会による自由裁量所得概念
  - B. G. カトーナ、「The Mass Consumption Society」における自由裁量所得グループ
  - C. 日本リサーチセンター・自由裁量所得概念による「家計調査」の再分類
- 三、自由裁量所得概念批判
- 四、生計費（家計）費目分類の検討
- 五、結 論

## 一 問 題 提 起

げんざい、日本経済は、戦後はじめての長期間にわたる好況を維持している。

好況下における国民生活の動向を、昭和44年版国民生活白書は次のように述べている。

「41年以降の引き続く好況を反映して、消費生活についてみれば、着実に向上の途を歩んできた。個人消費支出が堅調に推移したなかにあって、国民の消費生活の内容は、多様化と高級化、国際化と省力化の方向を強めている」昭和44年版国民生活白書 p.1.

昭和44年版に限らず、昭和30年以降、所謂経済の高度成長政策下における国民生活の動向と性格は、一貫してその水準の向上、近代化、標準化現象がうたわってきた。

これは、好況期ばかりではなく、数次にわたる景気後退期、景気調整下においても、消費支出の堅調とその下方硬直的な性格が指摘され続けたのである。

その場合、近年のように、国民生活の水準、構造の変化が目まぐるしく激しく変化するなか

で、国民生活をどのような視角から、どのような方法論をもって分析・把握するかに大きな関心が寄せられている。たとえば、単に貨幣の流れ（flow）の面から家計を見るばかりでなく、その資産の状況（stock）をも考察する方法であり、生活を、私の消費面と社会的生活環境水準との両側面から把握する試みなどがあげられよう。

また、生計費目分類による支出額・構成比を測るといった伝統的生計費分析の手法を踏襲しながらも、単独の調査資料を用い補完する。たとえば、食料費構成について、「外食率」—厚生省「生活総合調査」で食事形態の多様化を説明したり、家具什器費の動向に加えて「消費者動向予測調査」結果を用いるなど、すでに熟知されよう。

最近では、生計費費目の枠を破って、それぞれの支出額を引き出し、合計する手法が、大胆に試みられている。

たとえば、レジャー関係支出として、雑費のうち教養娯楽費等レジャーに関する支出、食料費のうち外食費、住居費のうちラジオ・テレビ購入費、被服費のうちスポーツ用品費を選び出し合計して消費支出に占める割合を見るなどがある。

この当否はさておき、平面的な生計（家計）費分析の域を脱しようとする試みとみることができよう。

とくに、近時、生計費費目構成に拘泥せず、自由に編成替えを試み、消費支出の動向、さらには、消費市場の動向をすら予測せんとする新しい概念が登場してきている。

いわゆる「随意支出」「自由裁量所得」概念である。

昭和37年版国民生活白書に、

「いま、家計支出の費目を食料費・光熱費・家賃地代といったような生活にもっとも必需的な基礎的支出と、被服費・家具什器費・教養娯楽費といったような随意的支出とに区分して、その各々の動きを比較してみると…」P.33.

とある。つまり、家計支出の費目を、必需的性格のものと、自由選択性のあるものとに包括してそれぞれ、基礎的支出・随意的支出に分類している。しかし、問題は、単に家計支出費目の包括的な二大分類化ということではなく、次のように、この随意的支出が景気変動にどのように対応するか—という点にこそ問題が据えられているようである。

「基礎的消費支出は随意的消費支出にくらべて比較的安定的な動きを示しており、景気の変動に左右される度合いは少ない。しかし、随意的消費支出の景気後退期における鈍化率をみると、一徐々に鈍化の程度が少なくなってきていく。—いいかえれば、随意的消費支出が消費全体に対する浮揚力を強めてきた点にあるといつても過言ではなかろう。」同書P.34.

このようにみるならば、「随意的支出」は当然「自由裁量所得（Discretionary income）」概念にかかるわって来る。

自由裁量所得とは、アメリカ合衆国・全国産業会議委員会が、1958年に初めてあきらかにしており、G・カトーナはその著「The Mass Consumption Society」1958年において『自由裁量所得グループ、Discretionary income group』を設定している。

自由裁量所得は、可処分所得から、生活中欠くことのできない必需的支出、及び契約で決められた時期に決められた額だけを支出される契約支出・契約貯蓄とを差し引いた残りの自由に处分することのできる所得部分を指している。なお自由裁量所得は、随意的支出と随意的貯蓄によって構成される。

そこで、本稿では、

第一の課題として新しく登場してきた随意的支出・自由裁量所得概念によって把握される国

民生活の問題点の指摘を試みる。

第二に、ここで従来用いられてきた生計費費目分類の性格と機能について改めて検討したいと考える。

最後に、変動のテンポが激しい国民生活の実態を前にして、どのような分析視点が望まれるかにふれ、国民生活分析の方法論の定置にアプローチしたいと思う。

## 二 自由裁量所得・随意的支出概念と適用の実例について

### A アメリカ合衆国全国産業会議委員会 (National Industrial Conference Board) による自由裁量所得概念

1958年に同委員会の Technical paper で初めて明らかにされたもので、自由裁量所得は可処分所得から disposable personal income ①帰属所得 imputed income と現物収入 income in kind ②固定支出=契約支出 fixed commitments ③基本的支出 essential expenditures を差引いたものであるとされている。まず①帰属所得と現物収入とは、

1—公務員、軍人などの給食費

2—軍人の衣服費

3—被雇用者の給与住宅費

4—持家の帰属家賃

5—帰属利子

他に農家の食料・燃料の自家消費分

次に②固定支出は、契約による義務的支出で

1—家賃債務支払

2—割賦支払

3—保険、年金純支払

4—固定資産税

5—一家賃

③基本的支出

1—食料 Food

ここでも、支出を「基本的、なものと『非基本的、なものに分類する問題がある。肉体的必要性に基づいて最低必要量を量・質の面から科

学的に算出する方法が考えられなければならない。しかし同委員会の案では、すべての条件を満たすことを至難とし、次のような方法をとっている。1947年～1950年の一人当たり年間の食料（酒類・タバコをのぞく）実質支出を基本的食費の標準とする。すなわち、時価で再評価された一人当たりの食料支出額に人口をかけて出した金額を食料の基本的支出とし、これを総食料支出から差引いて随意支出も算出する。

### 2 衣類 Clothing

衣類についても食料と同じように物理的必要量から基準を推計することが考えられるが質・量など考えると極めて困難であるとして、1951年が基準時として選ばれている。1947年～49年価格による1951年の一人当たり衣料支出に人口を乗じた額を基本的衣料支出とし、総衣料費との差額が随意支出とされた。

### 3 光熱費 Household Utilities

電気・ガス・水・その他の燃料、氷を総括して基本的支出として取扱う。

### 4 医療費 Medical Care

葬式代を含むあらゆる医療費は基本的支出として取扱う、医療器具・入院費・事故・健康保険の費用・医者などのサービスに対する料金、これらのなかにはかなり延期可能なものが含まれているが、これをこまかく分離することは困難としている。

### 5 交通費 Transportation

市電・バス・タクシー・列車・通勤のような現地交通費は基本的支出として取扱い、他の交通費はすべて随意的支出とする。

### 6 随意支出 Discretionary Outlays

1. 酒類
2. タバコ
3. 基本的支出として計算された食料費を超えた部分の食料費
4. 基本的支出として計算された衣料費を超えた部分の衣料費、プラスあらゆる宝石・時計およびもろもろの被服サービス
5. 衛生費
6. 電気・ガス・水道などを除いた家屋維持

費、家具什器

7. 純利子コストや生命保険費、個人的債務の利子などを除いた個人的なビジネス
8. 地方交通費を除いた交通費
9. レクリエイション
10. 義務教育以上の教育および調査
11. 宗教的・福祉的活動
12. 外国旅行と送金

以上のように、基本的支出にしても随意的支出にしても、相当に機械的な分類であることに容易に気付くであろう。NICDの自由裁量所得は生活水準概念を基礎としているところがあるが、随意支出をみても、タバコはともかくも、酒類の一切を随意支出とすると、労働のあと疲れを癒やす一本のビールなどは、ある階層にとってはむしろ必需的な支出となるうし、レクリエーションの一切をも随意的支出とすることも同様な意味から肯きかねる。

このようにみると、自由裁量所得概念の最も大きな欠陥は、生計の（生活）階層性による分析視角が全く欠けている点にあるといえよう。

所得から基礎的な、契約的支出を差し引き、自由選択的所得部分によって、消費動向を計ろうとする方法論は、G・カトーナの自由裁量所得グループ（discretionary income group）の設定によって、より政策的見地が明らかにされる。

### B G. カトーナ「The Mass Consumption Society」における自由裁量所得グループ

「1961年には、アメリカの5世帯のうち1世帯の割合で『自由選択的所得グループ』に属しており、このような世帯が全個人所得の半分以上を支配している。このグループは、税込みの収入が6,000ドル以上～15,000ドル以下のもの、と定義される」「1929年に、その購買力が現在の6,000～15,000ドルの所得に匹敵するだけの所得をもっていた世帯は、全体の中のわずかに約12%であると推定されている。このグル

ープは、第2次大戦の終末には25%にふえ、そして、1961年には40%になったのである。したがって、1961年には、6,000～15,000ドルの所得をもつ世帯が、全体の中のおよそ2,200万世帯になり（5,600万の世帯の中の40%）になり、また、これらの世帯が総計4,000億ドルの所得の中の2,000億ドル以上を支配するようになっている。」同上書、P18～19。

G・カトーナにあっては、自由選択的所得の定義はなく、もっぱら量的把握のみがなされている。

ここでは、豊かさ＝自由選択的購買力であり、購買力を持つ家庭が一握りの上流階級（最も富裕な階級）ではなく、上述のように広く存在するようになった『所得革命』の結果が強調されている。豊かさのバッケボーンをなす所得層の存在から、大量消費社会の出現を裏づけるという政策的見地によっている。

#### C 日本リサーチセンター・自由裁量所得概念による「家計調査」の再分類

日本リサーチセンターでは『消費研究』Vol. 4, No. 1 Vol. 5, No. 1 Vol. 1, No. 1で、家計調査による人口5万以上都市勤労者世帯を分析対象とする、自由裁量所得の推計と、この概念に基づく分析を行なっている。ここで用いている『必需的支出』と『随意支出項目』を各々あげてみよう。

##### 必需的支出

穀類・生鮮魚介類・塩干魚介類・肉類・乳卵類・野菜類・乾物海草類・加工食品・調味料・水道料・光熱費・通学服・シャツ・下着類・靴下・タビ・手袋・履物類・傘類・洗濯代・保健医療費・理容衛生費・定期代・バス代・たばこ

##### 随意的支出

菓子類・果物類・酒類・飲料・外食費・設備修繕費・家具什器・衣料費・身のまわり品・交通通信費・文房具費・教育娯楽費・交際費・その他の雑費

同センターでは、家計調査による人口5万以上都市勤労者世帯を分析対象として、自由裁量

所得を推計、それぞれ、年ベース・四半期別推計・年間収入5分位階級別に自由裁量所得の推計を行なっている。

同センターでは自由裁量所得を推計することの意義を大きく分けて3つあるとしている。

その1は、自由裁量所得の概念が、消費と貯蓄に関して「所得に占める随意支出の割合をも、随意貯蓄の割合と同時に増やすことが可能である」関係を導きだす。これは、これまで「所得は、たんに消費と貯蓄に振り向けられ、貯蓄性向が低下しない限り消費率は上昇することはない」とされていた。

第2に、自由裁量所得が景気動向に敏感に反応するということ、したがって、自由裁量所得の分析によって、景気の転換点を覚える1つの材料とする。

最後に、自由裁量所得グループ（自由に处分しうる所得を相当程度所有する所得グループ）は、消費市場を動かす大きな力となる。したがって、自由裁量所得グループに属する世帯数の動きを時系列的に推計することによって、消費面の分析に有力な手がかりをうることとなるとしている。

同センターでは、上にあげた(2)の目的と関連して、四半期別自由裁量所得の推計を、(3)の目的と関連するものとして、5分位階級別自由裁量所得の推計を試みた、としている。

第1表は、同センターによる家計調査による人口5万以上都市勤労者世帯を分析対象とした自由裁量所得の暦年（昭和32年～42年）計数の伸びを、第2表は同様に、可処分所得構成比の推移を示したものである。

これでみると、自由裁量所得の伸びは可処分所得のそれより大きく、42年には、前年に比べ、14%の増加を示す。一方、42年の自由裁量所得比率（自由裁量所得の対可処分所得比率）は52%と過去の最高を記録している。

また、随意貯蓄は11.7%、随意支出は40.3%、貯蓄率も17.9%と過去最高の水準を記録したとある。表にみるように、逆に、契約支出・必需的支出の伸びの減少ないしは停滞が著し

第1表 可処分所得、自由裁量所得などの対前年増加率の推移 (単位 %)

| 暦年      | 32   | 33    | 34   | 35   | 36    | 37   | 38   | 39   | 40   | 41   | 42   |
|---------|------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 可処分所得   | 8.5  | 6.8   | 7.2  | 10.5 | 10.9  | 12.3 | 11.1 | 11.5 | 7.3  | 10.8 | 10.1 |
| 契約支出    | 9.6  | 7.3   | 4.8  | 9.3  | 12.6  | 11.7 | 12.8 | 11.7 | 12.1 | 9.2  | 7.5  |
| 必需の支出   | 5.1  | 2.6   | 2.2  | 7.9  | 5.9   | 8.9  | 9.2  | 7.6  | 8.5  | 5.2  | 6.4  |
| 準自由裁量所得 | 11.8 | 10.7  | 12.1 | 12.8 | 14.4  | 14.7 | 12.1 | 14.0 | 5.8  | 12.9 | 12.8 |
| 契約貯蓄    | 6.0  | 20.1  | 7.6  | 15.6 | - 0.7 | 21.2 | 12.5 | 9.1  | 10.3 | 19.5 | 3.4  |
| 自由裁量所得  | 12.6 | 9.5   | 12.7 | 12.5 | 16.4  | 14.0 | 12.0 | 14.7 | 5.2  | 12.1 | 14.0 |
| 随意支出    | 10.7 | 10.8  | 10.1 | 10.7 | 10.9  | 17.0 | 13.8 | 11.9 | 5.2  | 12.4 | 12.7 |
| 随意貯蓄    | 22.4 | - 0.2 | 26.7 | 20.2 | 39.7  | 4.2  | 5.2  | 25.8 | 5.5  | 11.0 | 18.6 |
| 貯蓄      | 15.0 | 8.3   | 17.9 | 18.3 | 23.1  | 9.8  | 7.9  | 19.4 | 7.2  | 14.0 | 12.9 |

第2表 可処分所得構成比の推移 (単位 %)

| 暦年      | 32    | 33    | 34    | 35    | 36    | 37    | 38    | 39    | 40    | 41    | 42    |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 可処分所得   | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 契約支出    | 8.8   | 8.8   | 8.6   | 8.5   | 8.6   | 8.6   | 8.7   | 8.8   | 9.2   | 9.1   | 8.9   |
| 必需の支出   | 44.7  | 43.0  | 41.0  | 40.0  | 38.2  | 37.1  | 36.5  | 35.2  | 35.6  | 34.1  | 32.9  |
| 準自由裁量所得 | 46.5  | 48.2  | 50.4  | 51.5  | 53.1  | 54.3  | 54.8  | 56.1  | 55.3  | 56.8  | 58.2  |
| 契約貯蓄    | 5.2   | 5.8   | 5.9   | 6.1   | 5.5   | 5.9   | 6.0   | 5.9   | 6.0   | 6.6   | 6.2   |
| 自由裁量所得  | 41.2  | 42.4  | 44.5  | 45.4  | 47.6  | 48.4  | 48.8  | 50.2  | 49.2  | 50.3  | 52.0  |
| 随意支出    | 34.3  | 35.6  | 36.5  | 36.6  | 36.6  | 38.1  | 39.1  | 39.2  | 38.5  | 39.4  | 40.3  |
| 随意貯蓄    | 7.3   | 6.8   | 8.1   | 8.8   | 11.0  | 10.3  | 9.7   | 11.0  | 10.8  | 10.9  | 11.7  |
| 貯蓄      | 12.5  | 12.6  | 13.9  | 14.9  | 16.5  | 16.2  | 15.7  | 16.8  | 16.8  | 17.5  | 17.9  |

い。

同センターの試算では、人口5万以上都市勤労者世帯のうち、自由裁量所得比率が50%を上回る世帯の割合は、38年の約23%から41年には約36%へと増加したとみており、今後、自由裁量所得比率の高いグループが増加していくことは、社会全体として硬直的な支出部分の割合が減少するとともに、消費市場の鍵を握るのは、このような自由裁量所得グループにある、とするものである。

したがって今後の消費動向を決定するファクターは、景気の先行き、生活の見通し、社会的生活水準、新製品の登場といったものであり、このように、景気・消費動向のインディケーターは、これまで考えられていたような、所得の大きさではなく、むしろ消費者心理の重要性が (Importance of Consumer Psychology) 強調されている。

このようにみると、自由裁量所得グループの着実な増大と、自由選択的需要の経済的役

割の強調、しかも、これが消費者の購買意欲によっていることども、いわゆるG・カトーナの「大衆消費社会」の論理そのものに位置づけられよう。

同センターの分析の結びとG・カトーナの言葉を並べ聞こう。

「消費者の支出は所得の函数である、という過去の経済学の基本命題は二つの点で修正されなければならない。第一の点は、今述べたように、いくつかの支出が所得・資産・負債の関数であるのと同じように、動機・態度・見通しの関数でもあるということ、第二の修正点は、前の基本命題の逆の意味から成立しているものである。すなわち消費者の所得は、少なくともある程度は、消費者の支出あるいは消費者の欲求の函数である。」 G・カトーナ、大衆消費社会、p.41.

「需要造出の手段として残るは消費性向の上界である。現在消費者は、ほしいものがないわけではないが所得増加の見通しがたたず、物価

上昇がつづくので、先行きの不安から財布のヒモを締めている。しかし、消費者が財布のヒモを締めれば締めるほど需要があえず、景気の立ち直りは困難となる。一かくて景気上昇への契機をつくるものは、いつに消費者や企業の積極的態度にかかっているといえよう。」日本リサーチセンター、消費研究 Vol. 4, No. 1.

大衆消費社会とは、たえず消費者の欲望を刺激し、需要を喚起し、創造し、資本主義経済体制下の景気循環の波を大衆の消費力によって調節し景気の維持をはかるうとするものである。『豊かさ』とは物資・サービスの購買力そのものであり、とくに、住宅・耐久消費財がその『戦略的な支出項目』—消費研究 Vol. 6, No. 1, p. 18—と規定される。

『豊かさ』の甘い毒に対して「共産圏さえ免疫であることはできない」G・カトーナ同上書 p. 92.

まさに、大衆消費社会の論理は「理論であるより『確信』である」G・カトーナとされる所以であろう。

### 三 自由裁量所得概念批判

すでにみたように、自由裁量所得とは、可処分所得から、生活に欠くことのできない支出（必需的支出）と契約で定まって支出される契約支出、拘束された貯蓄（契約貯蓄）とを差し引いた「自らの裁量によって、自由に処分しうる所得」と定義される。

したがって、自由裁量所得比率とは、所得に占める、比較的余裕ある所得部分、家計の余裕度として認識されている。

しかし、われわれは、以上の行論で指摘したように、次のような批判を持った。

1) 自由裁量所得概念の基礎には、何が基本的支出であり、何が随意的な自由選択的な支出であるかという重大な、とくに生活水準規定にかかわる問題点を隠している。

しかし、アメリカ合衆国、全国産業会議委員会で試みられた、初めての規定をみても、各費

目の基礎的支出と随意的支出の区分は、極めて機械的であると見られる

2) したがって、自由裁量所得ないしは随意的支出部門をもって、『家計の余裕度』、『比較的余裕ある所得部分』、することは早計である。とくに、近時の生活実態から、比較的余裕ある支出部分と目されていても、社会的な強制力を何らかの形で受けている結果による支出という例があまりにも多い。

支出の緊要度は、社会的な強制力を大きなファクターにしているといえよう。

3) しかし、たとえば、若いセールスマントーが、きびしい販売競争にうちかつたため、車を購入し、ために、生活の基礎的支出が大きく削られ、栄養失調に陥ったとしても、車の購入費は随意的支出として自由裁量所得に計上されるだろう。彼の「疎外された消費」はこの場合全く顧慮されはしない。ただ、大衆消費社会の消費需要の創造政策にどの程度適応できる所得量（自由裁量所得量）と所得層（自由選択的所得グループ）が存在するかが問題なのである。

したがって、自由裁量所得とは、大衆消費社会の消費需要創出の目やすに他ならない。いわば、市場調査機能の一形態とみてよからう。

その意味においての『生活の余裕度』であり、決して個々人の生活実態、生活実感に根ざした『余裕度』ではありえないわけである。

このようにみると、国民の生活水準、生活構造を総合的に分析・報告する白書類において、生活分析の手法として、『随意的支出』や『自由裁量所得概念』を用いることは大きな過誤であるといえよう。

### 四 生計費（家計）費目分類の検討

「以下、生活水準といった場合、消費水準を意味するものと限定しておきたい。もちろん生活が消費につきると考えているわけではない。消費は生活における有力な一面ではあるが、そのすべてではない。だから消費水準といつても、収入の高さや型態、労働の強度や時間、さ

らに生活文化意識等の関連によってその意味を変ずるものである。けれどもここではこのような生活諸要素との関連を一層断ち切って、生活水準として純粹に物量的な消費水準のみを考えようとするのである。ここにすでに問題があるが、しかし、生活水準の算出や比較測定という数量的な取扱いをするためには、まず許されなければならない方法的抽象だと考えるからである。」奥村忠雄、生活水準と生計費、経済学新体系V生活水準所収論文。

われわれは、生活問題の分析にさいして、「方法的抽象」として消費水準を測り用いる。

消費水準・消費支出の状態を測定しつつ、その生活の階層性—階級社会における位置づけ—労働力の再生成構造、そして、思考し消費し生産する人間生活の営みを分析するために、われわれは、消費支出を費目に類別して、その支出と構成を考察する。

生計（家計）費における類別された費目とは、生活の態様、その律動性をもっとも直截に示しうる基準であらぬばならない性格のものである。

ところで上述したように、いわゆる大衆消費社会における欲望、消費需要の創出にとって、拠りどころとなる、市場調査の機能を果たすべき『随意支出』、『自由裁量所得』概念は、生計（家計）費の費目類別の枠を破っての再構成がなされている。

そこで、われわれは、生活問題分析・研究にとって、生計費（家計）費目類別が、いかなる本質的意味を持っていたのか、という問い合わせたい。

生活分析を試みる場合、生活水準・生活構造分析の基本的分析手段は、消費支出の支出状況・消費水準で測られる。

その場合、「支出の配分状態をみるために、支出の種類ごとに、支出金額を全支出に対する百分比に換算するのが一番良い。

けれども支出の種類の一つ一つについてみると余りにも複雑にすぎるから、例えば主食類は一まとめにしたり、副食類も合わせて飲食

物を一まとめにして百分比をみると、全体の配分がよくわかる。——支出をそれぞれの品名ごとに整理し、さらに同じような種類に分類する。これを費自分類といっている。そうすれば、われわれの生活では全体としてどういう支出が行なわれているかがわかる。

すなわち、家計支出の構造がわかることは、家庭経済の仕組みをみるのに大変便宜である。

それ故に、もし支出の分類が適確に上手にできていると、家庭経済の仕組みがよくわかるし、不備な分類だと駄目であるだろう。

したがって家庭経済の研究がはじめられた最初から、支出の分類がしきりと工夫されている。また特別の目的をもって特別の分類をする場合も、もちろんある。」大河内・籠山共著、家庭経済学、P117~118。

家計支出の構造は、費自分類にそいその配分状態を知ることによって分析される。

そして、費自分類の良否は、それが「そのときどきの社会情勢による要求、あるいは、その調査の目的によって、それぞれに適合する区分が立てられるものである」森喜一、生活費、P117。

このようにみると、生計費（家計）の費自分類は、単に技術的な問題領域裡にあるのではなく、正しく生活そのものを反映した、いわば『生活の論理』によったものでなければならぬだろう。

通常、生計費自分類は、総理府統計局「家計調査」分類が用いられており、「五大費目」分類が一般的である。

その他、戦前には、協調会調査で用いられた三分法、「第一生活費」食費・住居費・衣服・清潔・公課「第二生活費」修養・保健・交際の諸費目「第三生活費」としての嗜好・娯楽・間食・交通・諸給料・弁済費・その他・雜費・貯蓄、の分類法や、籠山京氏による生活費（飲食物・水道・光熱・被服・保健衛生の費目）中間費（ラジオ新聞図書・修養娯楽・交際・送金・その他貯蓄の費目）社会固定費（住居・教育・交通・通信・運搬・負担・厚生年金や健康保険

等法定保険料の費目) 分類が代表的である。

『随意的支出』や『自由裁量所得』といった、いわば消費需要造成の目やすを与えるという『消費の論理』によった家計支出の構造分析から、その生活水準・生活構造を正しく反映する、いわば『生活の論理』に根ざした家計支出の構造分析を試みることに、改めて関心を寄せるとき、われわれは、その生活費の配分、費目分類の当否を問い合わせ、同時に、費目分類・基準が、いかにその時代、時代の生活の実態を把握する基準たりうるか、労働力の再生産構造、人間生活の律動を表現しているかーを検討しなくてはならない。

E. Engel は、その著「ベルギー労働者家族の生活費」において、調査の容体の考察の際、次のような、支出類別分類をなしている。

これは、1853年ブリュッセルで開かれた、第一回国際統計会議でとられた、三主要部門類別一肉体的及び物質的部門の支出、宗教的・道徳的及び知的部門の支出、並びに奢侈または不用意の結果たる支出ーを解消した上で試みであった。—E. Engel、ベルギー労働者・家族の生活費 P 29—

#### 1 飲食物

- (A) 動物性食物・牛乳を含む
- (B) 植物性食物・茶・コーヒー・ココア・チョコレート・食卓用油・酢・塩・調味料を含む
- (C) その他の飲料(ビール・ブドウ酒・火酒等)水
- (D) 酒場における飲食物
- (E) 家庭外における飲食物

#### 2 住居

- (A) 家賃
- (B) 家具・什器・その維持及び補足・清掃

#### 4 燃料及び灯火

- (A) 燃料
- (B) 灯火

#### 5 保健衛生

#### 6 精神啓発(教育費を含む)

#### 7 靈性修養(神事)

#### 8 法的保護及び公安保安(租税)

- 9 備災及び救護
- 10 休養・快楽・慰安
  - (A) 煙草
  - (B) 富くじ類似の勝負事・賭事の損失
  - (C) 園芸
  - (D) 旅行

#### 11 家事手伝い

#### 12 その他の一般かつ不特定支出

#### 13 子女特別支出

#### 14 借金利子

#### 15 借金返済

#### 16 貯蓄

#### 17 職業関係支出

当時の生活実態を反映するいくつかの費目名称に気づくが、なかでも、7 靈的修養費など、宗教生活の比重の高かった時代の社会的要請が直截に表現されているとみるとできよう。

E. エンゲルは、第一回国際統計会議の三主要部門類別について、特に、第三部門を他と並列させることに反対し、奢侈とは各項目について存在する「消費の中数」からの乖離として規定している。

必需的支出、奢侈的支出の扱いが、このような生計費調査の原初的段階から問題にされている点、われわれの関心をひくが、生計費調査の課題が最低生活費の算定に結びついていた事情を顧みると、むしろ当然といわざるをえない。

ここで、われわれは、生計費(家計)をみる場合、何が基本的支出であり、何が随意的・自由選択的支出があるかーを考える以前に、人間生活の生活体系が、何らかの形で類型化され、序列づけられていることに気づかなければならない。その一表現形態が生計費の費目類別と見てよいのではないか。

われわれは生計費費目分類によって、生活の配分、生活のリズムを考察する。各費目毎にバラバラに生活を考察しても、リアルな、眞の生活体系は帰納されないだろう。各費目間の緊張関係、相互規制性が第一に検討されなければならない。

るまい。

この関係の解明がなされたのちに、はじめて支出の緊ひつ性・奢侈性がとり上げられよう。

### 五 結　　び

近時、生活の近代化、生活水準の向上、平準化を示す指標として、随意的支出、自由選択的支出の増大があげられている。

本稿では、このような概念が、実は、自由裁量所得概念から派生しているものとして、それが、まったく、消費の論理—如何にして消費者の欲望を刺激し、消費需要を喚起し、大衆消費社会の基盤を作るかという一に基づくものとして批判した。そして、われわれは、国民生活の分析が、何よりも、生活の水準と構造を反映するものでなければならないと指摘した。そこからおのずと生活の階層性がひき出され、生活のなかでの労働力の再生産構造、人間生活の質・量的把握、思考し消費し生産する人間生活の律動性の解明がなされるであろう。

消費生活を考察する場合、何を軸にすべきか、われわれは、『生活の論理』の体現化を生計費（家計）費目構成に託していることを知

る。生計費費目構成によってその生活の配分・序列・リズムを分析するのである。

国民生活の実態分析における方法論的検討が要請されている今日、まず、このような生計分析の原点的段階に立ち戻り、しかる後に、生活構造の変化に対応する方法論の検討に入るべきであると考える。

### 参考文献

1. E. Engel : ベルギー労働者家族の生活費.
2. 森 喜一 : 生活費.
3. 中鉢正美 : 生活構造論.
4. 大河内一男・籠山京共著 : 家庭経済学.
5. 日本リサーチセンター : 消費研究 Vol. 4 No. 1, Vol. 5 No. 1, Vol. 6 No. 1.
6. G・カトーナ : 大衆消費社会.
7. 松尾 均 : 個人消費と社会経済上の関連、現代消費生活論（至誠堂）所収論文.
8. 上杉捨彦 : 国民生活白書批判、季刊経済 No. 11, 所収論文.
9. 奥村忠雄 : 生活水準と生計費、経済学新体系V生活水準所収論文.
10. 松尾 均 : 消費経済学批判序説、家政経済学論叢第4号所収論文.
11. 昭和37年版、国民生活白書.
12. 昭和44年版、国民生活白書.